

令和2年11月第112回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 令和2年11月30日（月）
○開会年月日 令和2年11月30日（月）
○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	総務課長	山岡敦君
教育長	山岡晋君		

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林純司君	書記	和氣啓介君
------	------	----	-------

○議事日程（第11号）

令和2年11月30日（月）午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期決定の件及び議事日程通告
日程第3	招集あいさつ
日程第4	報告第12号 専決処分の報告について (議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて)
日程第5	議案第96号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第97号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第98号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、第112回内子町議会臨時会を開会いたします。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、総務課長1名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、向井 一富議員。4番、久保 美博議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。お諮りします。会期は、本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとします。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日限りとし、閉会の時刻は、議事終了時とすることに決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第11号のとおりであります。

日程第 3 招集あいさつ

○議長（森永和夫君） 「日程第3 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） みなさん、おはようございます。本日ここに、第112回令和2年11月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会に町長として提出いたします案件は、報告が1件、条例の改正が3件の合計4件でございます。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。さて、今月に入り、新型コロナウイルス感染者が全国的に急増し、首都圏や大都市を中心に、感染者が2,000人を超える日が続いています。国は、これまで感染防止対策と経済活動を両立させる方針で推進しておりましたが、感染の拡大に歯止めがかからないことから、Go Toトラベルの運用見直しに舵を切りました。現在、国会ではコ

ロワクチン接種体制を整えるための予防接種法改正案が審議されています。ワクチンの開発や生産に関して時期は不確定ですが、実用化された際には早期に接種を開始できる準備をしておくように、国から通知が出されておりますので、今後の国の動きを注視したいと考えております。一方、県内でも大きな感染の波が広がっており、飲食店や学校でクラスターが発生するなど、連日のように感染者が確認されています。愛媛県は今日20日、県内でも日常生活における新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まったとして、警戒レベルを「感染警戒期」に引き上げ、県民や事業所に対して感染対策の徹底を呼び掛けています。町といたしましても、住民の皆様に対して気を緩めることなく、感染防止対策の徹底を注意喚起するとともに、今後の感染状況を見極めながら、適切に対応してまいります。これから年末年始にかけて、帰省客が増加するとともに、クリスマスや大晦日、初詣など不特定多数の人たちが集まる行事が多くなり、忘年会や新年会など、飲食を伴う会合も増えることで、さらに感染リスクが高まることが予想されます。これまでの繰り返しになりますが、感染を防止するためには、「感染リスクが高まる5つの場面」を十分に意識して、適切な換気と適度な保湿、手指消毒、マスクの着用、対人距離の確保など、基本的な感染防止対策の徹底が大切です。加えて、今日25日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2次配分、3億8,614万3,000円の交付決定通知を受けました。先の臨時会でお認めをいただきました8号補正予算に速やかに着手し、感染防止対策に努めたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ」を終わります。

これから、提出議案の審議にはいります。

日程第 4 報告第12号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（森永和夫君） 「日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第12号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案書1の1ページ、報告第12号、専決処

分の報告についてご説明致します。今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解した件につきましては、町有自動車の事故に伴うものでございます。

2ページをお願い致します。事故等の概要でございますが、令和2年8月25日、午前10時頃、内子町内子2720番地付近において、内子町が所有する公用車、愛媛400つ4517が、道路を後進していたところ、誤って民家前のブロック塀に車体を接触させ、ブロック塀の一部を破壊したものでございます。事故が起きたこの日は、自治・学習課職員2名が公用車であります2トンドンプを使用し、上芳我邸裏の出入り口から文楽ポスター展の展示品の搬入作業を行っておりました。その作業が終了し、公用車を後進させ、切り返して前進しようとした際にギア操作を誤り、前進させるはずが後進させてしまったことによる事故でございます。幸いに、人的被害はなく、町の負担でブロック塀を元通り修理することで合意し、謝罪を受け入れていただきました。なお、公用車側の損傷は極めて軽微なものであったため、公用車の修理は行ってございません。物件損害賠償は3万9,050円。9月18日に修理工事が完了したため、町とブロック塀所有者との間で免責証書を取り交わさせて頂き、正式に和解が成立したため、同日付で町長の専決処分を行ったものでございます。今回の事故は、一人が運転を、一人が後方で誘導していたにも関わらず起きた事故でございまして、安全確認を確実に、落ち着いて運転をしていれば起こらなかったものでございます。事故を起こした職員へは、厳重なる注意と指導を、また再発防止に向けて、全職員へ更なる啓発を強化したいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告第12号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 5 議案第96号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第96号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第96号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年10月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方から、議案第96号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

議案書1の3ページをお開きください。本案は、令和2年10月7日付け人事院勧告に伴い、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は4ページに、また議案説明資料2には1ページに新旧対照表を掲載しております。改正内容の説明の前に、本年度の人事院勧告の概要をご説明申し上げます。本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて勧告等が実施されました。その内容につきましては、議員各位もすでにご案内のとおり、まず令和2年10月7日に、令和2年の特別給、いわゆるボーナスの支給月数を平均0.05か月分引き下げる勧告がなされました。民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が、国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.5月分から4.45月分に引き下げるものとされたものでございます。ボーナスの引き下げの勧告は、リーマン・ショックの影響を受けました平成22年2010年以来10年ぶりとなります。次に月例給については、令和2年10月28日、令和2年度の国家公務員の月例給を据え置くことが報告されました。国家公務員の月給は6年連続で引き上げられていましたが、今年は民間企業の水準との差が小さかったため、7年ぶりの据え置きとなりました。これを受け、愛媛県人事委員会においても、令和2年10月26日に、本年は、特別給について、県職員が民間を上回っていることが判明したとし、民間準拠の原則に則り慎重に検討を行った結果、特別給を年間4.45月分に引き下げる勧告を、また令和2年11月16日に、民間給与との格差が極めて小さいため改定なしとの報告がされたところです。内子町におきましても、国や県の勧告を重く受け止め、同様の改定を行いたいと考えており、一般職及び特別職、議員の期末手当を、令和2年度においては12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度においては、年間で0.05月分引き下げることにする一方、月例給は据え置きたいと考えております。

それでは、議案説明資料2の1ページをご覧いただきたいと思います。第1条では、条例第19条第2項及び第3項中にあります期末手当の支給割合「100分の130」を「100分の125」に改めるというものでございます。令和2年度における期末手当については、12月期の期末手当において0.05月分引き下げる改正でございます。続いて第2条では、第1条で引き下げた期末手当の支給割合「100分の125」を「100分の127.5」に改めるというものでございます。結果的に、令和3年度以降の期末手当につきましては、改正前条例と比較しますと、6月期で0.025月分、12月期で0.025月分、一年で0.05月分引き下げる改正となっております。なお、附則において、本条例は、公布の日から施行することといたします。ただし、第2条関係は、令和3年4月1日から施行します。また、第1条関係の改正後の条例は令和2年12月1日からの適用となります。以上、議案第96号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより、「議案第96号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第97号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第97号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第97号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年10月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方から、議案第97号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

議案書1の5ページをお開きください。本案も議案第96号と同様、令和2年10月7日付け人事院勧告に伴い、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は6ページに掲載をしておりますが、説明は議案説明資料2の2ページ、新旧対照表でご説明申し上げます。特別職におきましても、一般職と同様に、年間の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げる内容でございまして、第1条では、条例第4条第2項で規定する期末手当の支給割合を、「100分の170」から「100分の165」に改め、第2条で、同条同項で規定する期末手当の支給割合を、「100分の165」から「100分の167.5」に改める

という内容でございます。議案第96号の内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、改正前条例と比較しますと、令和2年度における期末手当については、12月期の期末手当において0.05月分引き下げ、令和3年度以降の期末手当については、6月期で0.025月分、12月期で0.025月分、1年で0.05月分引き下げる改正となっております。附則に規定します施行期日等についても、議案第96号と同様でございます。

以上、議案第97号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、討論を終結します。

これより、「議案第97号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第98号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第98号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第98号、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年10月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方から、議案第98号、内子町議会議員の議員報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

議案書1の7ページをお開きください。本案も、議案第96号、第97号と同様、令和2年10月7日付け人事院勧告に伴い、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は8ページに掲載をしておりますが、議案説明資料2の新旧対照表でご説明申し上げます。

3ページをお願い致します。第1条では、条例第5条第2項で規定する期末手当の支給割合を、「100分の170」から「100分の165」に改め、第2条で、同条同項で規定する期末手当の支給割合を、「100分の165」から「100分の167.5」に改めるという内容でございます。改正する内容につきましては、議案第97号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

以上、議案第98号、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、討論を終結します。

これより、「議案第98号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（森永和夫君） 以上をもちまして、この臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。従って、本日の会議を閉じます。

ここで、稲本町長より、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 一言御礼を申し上げたいと思います。議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中この臨時会にご出席を賜りまして、提案させていただきました議案すべてお認めいただきまして厚く御礼を申し上げたいと思います。この提案の趣旨そして目的に従って早急に対応して参りたいというふうに思っております。12月に入りますと、12月の定例会がございます。引き続きましてご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。お礼の挨拶に代

えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、第112回内子町議会臨時会を閉会します。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第112回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 12	専決処分の報告について (議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて)	令和 2.11.30	令和 2.11.30	原案可決
議案 96	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2.11.30	令和 2.11.30	原案可決
議案 97	内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2.11.30	令和 2.11.30	原案可決
議案 98	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2.11.30	令和 2.11.30	原案可決